|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 健康福祉審議会 | 2020/12 | **資料４** |
| 第６回　地域福祉部会 |

新たな機能を備えた児童館における相談支援体制の検討状況について

「健康福祉総合推進計画の改定及び介護保険事業計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定にあたり盛り込むべき基本的な考え方について（答申）」（令和２年１０月）の第２章第１節「３　子どもと子育て家庭を取り巻く相談支援体制の充実について」の内容を踏まえた児童館の機能に関する検討状況について、以下のとおり報告する。

１　児童館をとりまく課題

　　　いじめや不登校、ひきこもり、貧困、虐待等といった子どもと子育て家庭のおかれている社会的課題に対応するため、児童館は、配慮を必要とする子どもへの適切な対応、乳幼児を対象とした活動の実施や、家庭・学校、地域との連携など新たな取り組みに対応した運営を行う必要がある。

２　児童館の運営の目指すところ

（１）児童館は、学童クラブ、キッズ・プラザと連携しながら、子どもの安全、かつ、多様な体験ができる放課後の居場所づくりを推進していくとともに、地域の子育て支援のネットワークを支援する。また、子育て家庭の孤立感や不安解消のため、乳幼児親子が交流し、相談できる場を設ける。

（２）子どもと子育て家庭の課題の発見と予防など日常の状況把握に努めるとともに、支援が必要な子育て家庭の身近な相談機能を担い、すこやか福祉センターや子ども家庭支援センター、児童相談所と連携し問題解決を図り、継続的な見守りを行っていく。

３　児童館の機能強化

学校外に居場所を求める児童や、乳幼児親子、中高生の居場所機能、子育て支援活動機能、地域の見守り機能、ネットワーク支援機能を強化した「新たな機能を備えた児童館」として運営していく。